

令和4年度のスマートシティ関連事業に係る提案の公募に関するQ&A一覧

内容分類	質問	回答
1 応募要件	「技術研究開発費(スマートシティ実装化支援事業)制度要綱」第4条第3項 前項に基づき国が実行計画を受理した場合、補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。」について、コンソーシアム専用ホームページがない場合は、コンソーシアムの構成組織のホームページにおいて、スマートシティ実行計画を公表することでもよいか。	問題ありません。
2 支援内容	「令和4年度 国土交通省スマートシティ実装化支援事業公募要領」1.(3)支援事業の認定に記載の「支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、かつ実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。」について、1プロジェクト内に数事業が存在し、その一部の事業が補助金のみを用いた事業となる場合も問題ないか。	「公募要領1.(3)支援事業の認定」に記載の通り、スマートシティ実行計画に基づく全事業の中で補助事業が負担する額が当該補助事業が補助事業者が負担する額を超えていれば、問題ありません。
3 支援内容	「技術研究開発費補助金(スマートシティ実装化支援事業)交付要綱」別添1 科目別使途内訳にて、「イベント開催時等の事業執行に直接必要な臨時補助員の賃金(ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。)」とあるが、コンソーシアムの人件費を計上するのは可能か。	コンソーシアムの民間企業の者の人件費は、当該事業に従事し、支払いを行う分の積算根拠を示していただければ計上可能です。その場合は、支払いの証明書等を整理してください。当該資料については任意様式で整理してください。ただし、当該事業費から支払いを行わないコンソーシアムの地方公共団体職員等の人件費は対象外です。
4 応募要件	「令和4年度 国土交通省スマートシティ実装化支援事業公募要領」1.(3)支援事業の認定に記載の「支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、かつ実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。」について、補助事業者が負担する額に、コンソーシアムの人件費を計上するのは可能か。	コンソーシアムの民間企業の者の人件費は、交付要綱のとおり当該事業に従事し、補助事業者が負担する支払いの証明書等を整理いただければ、計上可能です。ただし、補助事業費から支払いを行わないコンソーシアムの地方公共団体職員等の人件費は対象外です。
5 評価	重点事業化促進プロジェクトとして採択されているが、今回のスマートシティ実装化支援事業について、これまでの採択結果との関連性を教えて頂きたい。	「令和4年度スマートシティ関連事業の公募について」IV. 合同審査・選定」及び「令和4年度 国土交通省スマートシティ実装化支援事業」3. 企画提案の評価基準」の通り、評価し、合同審査会の議論を経て、選定いたします。 具体的には、「令和4年度スマートシティ関連事業の公募について」IV. 合同審査・選定」(2) 合同審査における評価ポイント」において、「合計2事業以上のスマートシティ関連事業に今年度応募している案件、又は過去に採択された事業に関係する案件であること」としております。